

月刊

新しい価値を生み、組織・人事のチカラになる

総務

11

2015
NOVEMBER
No.645

月刊総務電子版

<https://ww.e-manager.jp/>

特集

脅威から従業員を守る!

今すぐ始める パンデミック対策

従業員の欠勤率40%! それでも事業は継続できるか

第2特集

コストから投資へのパラダイムシフト

「健康経営」の取り組み方と運用法

総務のマニュアル

厚生年金基金の行方と 企業の対応

月刊総務オンライン <http://www.g-soumu.com/>

○税務トピックス

国外居住親族の扶養控除の書類提出義務

非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、当該親族に係る親族関係書類（※1）及び送金関係書類（※2）を提出または提示しなければならないこととされました。これらの書類が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等しなければなりません。この改正は二〇一六年一月一日以後に支払われる給与等から適用されます。給与計算担当者は、対象者から新たにこれらの書類の提出・提示を受ける必要があります。

※1 納税者の親族であることを確認できる戸籍の付表の写しや出生証明書等

※2 納税者が親族の生活費等に充てるために支払ったことを確認できる送金確認書やクレジットカード利用明細書等

給与所得控除の見直し

給与所得控除については、二〇一六年分以後引き下げが行われます。給与所得控除は、給与所得者の必要経費（勤務関係経費と考えられる支出額）に比しても、主要国の水準に比しても過大であり、水準の適正化が必要であることから、見直しが行われます。

現行において、給与収入が一五〇〇万円を超える場合は一律二四五万円が上限だったものが、二〇一六年分は給与収入が一二〇〇万円を超える場合一律二三〇万円に、二〇一七年分からは給与収入が一〇〇〇万円を超える場合、一律二二〇万円に引き下げられます。

●執筆／税理士法人 AKJ パートナーズ